山口県暴力団排除条例

（平成２２年１２月２１日条例第３７号）

改正　平成２４年１０月条例第６２号、令和７年３月第２号、令和８年１０月第３３号

山口県暴力団排除条例をここに公布する。

山口県暴力団排除条例

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　暴力団の排除に関する基本的施策（第６条－第１１条）
第３章　暴力団に対する利益の供与の禁止（第１２条－第１７条）
第３章の２　暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第１７条の２・第１７条の３）
第４章　青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置（第１８条－第１９条）
第５章　義務違反者等に対する措置等（第２０条－第２２条の３）
第６章　雑則（第２３条・第２４条）
第７章　罰則（第２５条・第２６条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、暴力団がその威力を利用して資金を得るために県民生活及び社会経済活動に介入することが県民等に対する脅威となっていることにかんがみ、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項、暴力団に対する利益の供与の禁止に関する事項及び青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(4)　暴力団事務所　暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(5) 県民等　県民及び事業者をいう。
(6) 青少年　満１８歳に達するまでの者をいう。
（基本理念）
第３条　暴力団の排除は、暴力団員による不当な行為が県民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、県、県民等及び市町が相互に連携して推進されなければならない。
２　暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、推進されなければならない。
（県の責務）
第４条　県は、前条に規定する暴力団の排除の推進についての基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　県は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、県民等、法第３２条の３第１項に規定する都道府県暴力追放運動推進センターとして公安委員会が指定する者その他暴力団の排除に関する活動を行う団体（以下「センター等」という。）及び市町と相互に連携を図るよう努めるものとする。
（県民等の責務）
第５条　県民は、相互に連携して、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
２　事業者は、その事業活動に関し、暴力団を利することとならないよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
３　県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。
第２章　暴力団の排除に関する基本的施策
（県の事務及び事業の実施に関する措置）
第６条　県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員等を県が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
（県民等に対する支援）
第７条　県は、県民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。
（市町に対する支援）
第８条　県は、市町が実施する暴力団の排除に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
（暴力団からの離脱等の促進）
第９条　県は、県民等及びセンター等と連携して、暴力団員の暴力団からの離脱及びその社会復帰を促進するよう努めるものとする。
（警察本部長による保護等）
第１０条　警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に参加したことにより暴力団員

等から危害を加えられるおそれがあると認められる者その他の関係者を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

２　警察本部長は、県民等が暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等の不法行為に基づく損害賠償の請求その他の暴力団の排除に資すると認められる請求をしようとするときその他必要があると認めるときは、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（暴力団の排除に関する広報啓発）

第１１条　県は、暴力団の排除の重要性についての県民等の理解を深め、かつ、暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第３章　暴力団に対する利益の供与の禁止

（利益の供与の禁止）

第１２条　事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

２　事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

３　事業者は、前２項に定めるもののほか、その行う事業に関し、その利益の供与が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、当該利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として行う場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（暴力団の威力の利用の禁止）

第１３条　事業者は、前条第１項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益の供与を受けることの禁止）

第１４条　暴力団員等は、事業者からの利益の供与が第１２条の規定に違反する行為に係るものであることを知りながら、当該利益の供与を受け、又は当該事業者に当該暴力団員等が指定した者に対する当該利益の供与をさせてはならない。

（取引の関係者の確認）

第１５条　事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方又はその媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（不動産の所有権の移転等をしようとする者等の責務）

第１６条　県内にある不動産（以下「不動産」という。）について所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）をしようとする者は、当該所有権の移転等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するための措置を講ずるよう努めなければならない。

２　不動産について所有権の移転等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該所有権の移転等に係る契約をしてはならない。

３　不動産について所有権の移転等をしようとする者は、当該所有権の移転等に係る契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項をその内容に含むものを締結するよう努めなければならない。

(1) 当該所有権の移転等を受けた者は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

(2) 当該所有権の移転等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明した場合には、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

４　前項第二号に規定する場合には、当該所有権の移転等をした者は、速やかに当該契約の解除又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

（不動産の所有権の移転等の代理等をする者の責務）

第１７条　不動産について所有権の移転等の代理又は媒介をする者は、当該所有権の移転等をしようとする者に対し、前条の規定が遵守されるよう助言その他の必要な措置を講じなければならない。

２　不動産について所有権の移転等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該所有権の移転等に係る契約の締結の代理又は媒介をしてはならない。

第３章の２　暴力団排除特別強化地域における禁止行為

（特定営業者の禁止行為）

第１７条の２　次の各号のいずれかに該当する営業（第１号から第６号まで及び第８号に掲げる営業にあっては、別表に掲げる地域（以下「暴力団排除特別強化地域」という。）の区域内において営むものに限る。以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務（法第９条第５号に規定する用心棒の役務をいう。以下同じ。）の提供を受けること又は特定営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「風適法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業

(2) 風適法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業

(3) 風適法第２条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業

(4) 風適法第２条第１３項に規定する接客業務受託営業
(5) 風適法第２条第１３項第４号に規定する飲食店営業
(6) 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業
イ　風適法第２条第１項第１号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
⑴　接待（風適法第２条第３項に規定する接待をいう。以下同じ。）の内容、当該接待を受けることができる時間、当該接待に従事する者又は当該接待を受けるために要する料金に関する情報
⑵　営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先
ロ　風適法第２条第６項第１号若しくは第２号又は同条第７項第１号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
⑴　客に接触する役務の内容、当該役務を受けることができる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるために要する料金に関する情報
⑵　営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第２条第７項第１号に該当する営業にあっては、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第３１条の２第１項第７号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）
(7) 風俗情報（前号イ⑴及び⑵並びに同号ロ⑴及び⑵に掲げる情報をいう。以下同じ。）を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業
(8) 道路その他公共の場所において、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（第１号から第６号までのいずれかに該当するものを除く。）
イ　第１号から第５号までのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。
ロ　第６号に該当する営業に関し、利用者となるよう勧誘をすること。
ハ　第１号から第６号までのいずれかに該当する営業に関し、不特定の者に対し、呼び掛け、又は風適法第２８条第５項第２号に規定するビラ等を配布し、若しくは提示して、客を誘引すること。
ニ　第１号から第６号までのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。
ホ　写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。
２　特定営業者は、特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務の提供を受けてはならない。
（暴力団員の禁止行為）

第１７条の３　暴力団員は、特定営業者からの利益の供与が前条第１項の規定に違反する行為に係るものであることを知りながら、当該利益の供与を受け、又は当該特定営業者に当該暴力団員が指定した者に対する当該利益の供与をさせてはならない。

２　暴力団員は、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は当該暴力団員が指定した者に当該用心棒の役務を提供させてはならない。

第４章　青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第１８条　暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲２００メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）及び同法第１２４条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。以下「専修学校」という。）

(2) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設

(3) 図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する図書館

(4) 博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項に規定する博物館

(5) 都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして公安委員会規則で定める施設

２　前項に規定する区域内のほか、暴力団事務所は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（以下「特定用途地域」と総称する。）の区域内においても、これを開設し、又は運営してはならない。

３　前２項の規定は、暴力団事務所であってその開設後に第１項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたこと又は当該暴力団事務所の所在地が特定用途地域に定められたことにより前２項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

（青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止）

第１８条の２　暴力団員は、正当な理由なく自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

（青少年に対する教育等の措置）

第１９条　県は、暴力団への加入を防止し、かつ、青少年に対する暴力団の影響を排除するため、学校、専修学校その他の教育機関において青少年が暴力団の排除の重

要性について認識するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　青少年の育成に携わる者は、暴力団への加入を防止し、かつ、暴力団員等の活動による被害から青少年を保護するため、青少年に対し、助言、指導その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

第５章　義務違反者等に対する措置等

（調査及び立入検査）

第２０条　公安委員会は、第１２条第１項若しくは第２項、第１４条（第１２条第３項に係る部分を除く。）、第１６条第２項又は第１７条第２項の規定に違反する疑いのある行為があると認めるときは、当該行為の内容を明らかにするために必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

２　公安委員会は、第１８条第２項又は第１８条の２の規定に違反する疑いのある行為があると認めるときは、当該行為の内容を明らかにするために必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察官に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは当該行為をした者その他の関係者に質問させることができる。

３　前項の規定による立入検査をする警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第２１条　公安委員会は、第１２条第１項若しくは第２項、第１４条（第１２条第３項に係る部分を除く。）、第１６条第２項又は第１７条第２項の規定に違反する行為があったと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、暴力団の排除のために必要な勧告をすることができる。

（公表）

第２２条　公安委員会は、第２０条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。前条の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときも、同様とする。

２　公安委員会は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

３　前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成７年山口県条例第１号）第３章第３節の規定の例による。

（命令）

第２２条の２　公安委員会は、第１８条第２項の規定に違反して暴力団事務所が開設

され、又は運営されているときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営している者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

２　公安委員会は、暴力団員が第１８条の２の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（公安委員会の事務の委任）

第２２条の３　公安委員会は、前条第１項の規定による命令に関する事務を、公安委員会規則で定めるところにより、警察本部長に委任することができる。

２　公安委員会は、前条第２項の規定による命令に関する事務を、公安委員会規則で定めるところにより、警察署長に委任することができる。

第６章　雑則

（適用上の注意）

第２３条　この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（公安委員会規則への委任）

第２４条　前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第７章　罰則

第２５条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

⑴　相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第１７条の２の規定に違反した者

⑵　第１７条の３の規定に違反した者

⑶　第１８条第１項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者

⑷　第２２条の２第１項の規定による命令に違反した者

２　第２２条の２第２項の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

３　第２０条第２項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、２０万円以下の罰金に処する。

４　第１項第１号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第２６条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（第１８条第３項ただし書に該当するものを除く。）については、同条第１項（第５号を除く。）及び第３項の規定は、適用しない。

附　則

この条例は、公布の日又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第５３号）の施行の日〔平成２４．１０．３０〕のいずれか遅い日から施行する。

附　則　（令和７年３月１８日条例第２号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例１条による改正附則）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和８年１０月６日条例第３３号）

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

別表（第１７条の２関係）

市	区　域
下関市	細江町一丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目及び竹崎町三丁目の区域
宇部市	新天町一丁目、新天町二丁目、松島町、相生町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、新町、上町一丁目、上町二丁目及び西本町一丁目の区域
山口市	泉都町、熊野町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目及び葵一丁目の区域
防府市	緑町一丁目、天神一丁目、栄町一丁目、戎町一丁目、八王子一丁目及び車塚町の区域
岩国市	麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町六丁目及び麻里布町七丁目の区域
周南市	川端町一丁目、川端町二丁目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、橋本町一丁目、橋本町二丁目、柳町、糀町一丁目、糀町二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、有楽町、本町一丁目、栄町一丁目及び栄町二丁目の区　域
備考　この表に掲げる町の区域は、令和８年９月４日における町の区域によって表示されたものとする。	